

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年2月28日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

広報日程の補足説明をする前に、まず、新型コロナウイルス感染症対策で中止・延期になった会合がございますので、それについて、まず御連絡をさせていただきます。

まず、前回の定例ブリーフィングで私が申し上げた3月2日月曜日、第149回放射線審議会総会、こちらにつきましても、中止または延期となっております。

また、前回のブリーフィングで申し上げた核燃料物質使用者政令第41条非該当及び核原料物質使用者に関する法改正事項説明会、こちらも延期・中止となっております。

あと、前回のブリーフィングでは申し上げませんでした。メールでお知らせした3月3日火曜日、第20回原子炉安全専門審査会、第26回核燃料安全専門審査会、こちらにつきましても、中止または延期となっております。

それ以外につきましては、現時点では変更の予定はございません。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

2番の審査会合から参ります。1枚めくって2ページ目から参ります。一番上からです。

3月3日火曜日、(4) 第342回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは日本原燃・MOX燃料加工施設の事業変更許可に関しまして、引き続きまとめ資料の確認を行うものです。

続きまして、その下です。(5) 第15回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合、こちらは議題が2つございます。

1つ目は、日本原電・敦賀発電所1号機の廃止措置計画変更認可と保安規定変更認可に関しまして、廃棄物処理設備の新設についての1月14日の会合のコメント回答を受けるものです。

もう一つですが、こちらは日本原電・東海発電所の廃止措置計画変更認可に関しまして、取水路と放水路の閉塞についての1月14日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、その下です。(7) 第842回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可に関しまして、建屋への地震の影響の解析方法についての10月24日と11月14日の会合のコメント回答を受

けるものです。

その2つ下にあります3月5日木曜日、(9)につきましては、議題調整中です。

1枚おめくりください。3ページ目です。一番上から参ります。

(10) 第33回検査制度の見直しに関するワーキンググループ、こちらは議題が主に3つございます。

議題の1つ目ですが、こちらは新検査制度の試運用で判明した課題とその対応について、議論を行うものです。

議題の2つ目です。新検査制度の各種ガイドの中の共通事項に係る検査運用ガイドに關しまして、試運用を踏まえた見直しの内容を規制庁から説明をするものです。

議題の3つ目です。こちらは建設中や廃止措置中の原子力施設に対する新検査制度の運用の考え方について、規制庁から説明をするものです。

続きまして、その下、(11) 第844回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは東京電力・柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機の特定重大事故等対処施設の設置変更許可に関する審査を行うものです。

続きまして、その下です。3月6日金曜日、(12) 第1回経年劣化管理に係るATENAとの実務レベルの技術的意見交換会、こちらは1月29日の原子力規制委員会におきまして、経年劣化に関する原子力エネルギー協議会(ATENA)との意見交換会の設置が了承されました。これを受けまして、その第1回目として、今後の取り組む内容についてATENAから説明を受け、規制庁側と議論を行うものです。

続きまして、(13) 第8回原子炉安全専門審査会原子炉火山部会会合、議題は主に2つございます。

1つ目は、2月6日の同火山部会会合におきまして、火山モニタリングにおける観測データに有意な変化があったと判断する目安についての報告書(案)について議論をいただいたところ、委員から幾つか指摘がございましたので、その指摘を踏まえた修正案を今回報告し、改めて検討いただくものです。

議題の2つ目は、こちらは規制庁の地震・津波研究部門で行っている安全研究としての知見の蓄積に關しまして、その現状と今後について、規制庁側から説明を行うものです。

広報日程の関係は以上となります。

あと、参考でございます。新型コロナウイルス感染症対策としまして、何点か部外の方に影響がございますので、幾つか御説明をさせていただきます。

1点目は、政府の基本方針、2月25日付で決定されました感染症対策の基本方針を踏まえまして、まず、会合等の開催に当たっては、来訪される方に対しまして、1階の受付ロビーでの消毒、あとは咳のエチケットとしてのマスクの着用をお願い、また、37.5度以上もしくは発熱のある方の入室の制限、このようなものをお願いしているところでございます。御理解のほど、お願い申し上げます。

それ以外ですが、事業者との面談につきましても、可能な限りテレビ会議で実施しよ

うと今しております。もちろん、テレビ会議で実施しましても、必要な議事メモ、議事概要等は従来どおり公開する予定ではございますが、御理解のほど、お願い申し上げます。

その次ですけれども、規制庁、規制委員会が実施している第52回核燃料取扱主任者試験というのがございます。3月4日、5日と行われますけれども、こちらにつきましても、規制庁の外で実施されるものではございますが、入室時の消毒、また、マスク着用、また、37.5度以上の体温の方の入室制限を講じることとしております。御理解のほど、お願い申し上げます。

最後でございます。審査会合等につきましては、先ほど申し上げた予定で開催する予定ではございますけれども、今後、新型コロナウイルスの情勢の変更等がございましたら、審査会合そのものにつきましても開催予定を変更する可能性がございます。その場合は速やかに御連絡いたしますが、これも御理解のほど、お願い申し上げます。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカです。

コロナウイルス関連でお伺いさせていただきます。まず、放射線審議会の総会など、3つの会合が中止または延期になったとおっしゃったのですけれども、中止か延期かというのは決まっていないという理解でよろしいのでしょうか。

○児嶋総務課長 申し訳ございません。基本的には延期の方向でございます。ただ、時期は決まっておりません。

○記者 それと、審査会合はやって、これらの3つの会合はやらないという、その違いというのはどこにあるのですか。

○児嶋総務課長 こちら、今、延期の方向で申し上げた審査会、また、審議会等でございますけれども、基本方針の中で不要不急という話がございますが、不要ではないのですけれども、不急という意味におきまして、急いで検討する必要が必ずしもないという判断になりました。審査会合につきましても、今後、判断が異なる可能性はございますけれども、原子力規制に関わる重要な会合でございますし、休むことによって審査そのものが停滞することもいろいろと考えますと、現時点では審査会合に関しては継続する方向になっております。

○記者 審査会合や委員会の定例会に関しては、傍聴ができるようになっているかと思うのですけれども、傍聴自体は今後も続けていくということなのでしょうか。

○児嶋総務課長 はい。そのとおりです。現時点では傍聴、それ自体は別に制限する気は

ございません。先ほど申し上げた手を消毒していただくとか、できればマスクをつけていただくとか、あと、発熱される方につきましては、入室制限をお願いするところです。

○記者 最後に1点、先ほどおっしゃった1階での消毒というのは、今おっしゃった手指をアルコールで消毒するということですか。

○児嶋総務課長 そのとおりです。今、もう既に設置しているかと思いますが、そのとおりです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

コロナの関係で、ヒアリングに関してはテレビ会議とおっしゃられていたのですが、これはやはりテレビ会議という手段でもやったほうが良いということなのですか。ヒアリングは延期とか中止とか、当面の間やりませんということではなくて、やはりテレビ会議という特殊な手段でも、やっていったほうが良いという。

○児嶋総務課長 そのとおりです。可能な限り審査会合等を開く、継続する前提としまして、必要な事業者とのヒアリングにつきましても、できればやりたいと。その都度、その都度集まっていただくのは大変ですし、できれば接触する機会を少なくしたほうがよろしいかと思っておりますので、テレビ会議という手段を考えております。

○記者 これは現実問題、テレビ会議というシステムの制約とかを考えると、ヒアリングは以前ほどはというか、ふだんほどはできないとか、そういう回数的な制限は出てきそうでしょうか。

○司会 広報室長の関でございます。

機材につきましては、確かにおっしゃるとおり、まだ機材が完全に整備されているわけではございません。また、事業者側においても、チャットソフト等のソフトを入れていただいて、接続試験をするなどの対応を取ってから行うこととなりますので、必ずしも今すぐその場から切り替えるとか、そういうわけではございませんという状況でございます。これから準備を行って行って、できるものからそういうような、対面でやるよりは、そういうシステムを使ってやったほうが感染リスクとしては低くなることは確かでございますので、そういうものの準備ができたものからやっていくということになります。

また、当然のことながら、それまでの間のヒアリングにつきましては、当然、この庁舎内で行うということもございますし、その際には、先ほど児嶋から申し上げましたとおり、手の消毒、発熱のある方の入室の制限、それから、エチケットとしてのマスクの着用を同様に求める予定でございます。

○記者 分かりました。

審査につながらないような、例えば、ふだんの挨拶ではないですけども、いろいろ

な相談に来るような、そういうタイプのヒアリングについてもテレビ会議とかでやるのか、それとも、それはもう取りあえずは後にしてくださいということになるのか。

○児嶋総務課長 不要不急という判断の中で、必要なものは実施していくことになるかと思えます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

同じように新型コロナウイルスの対策のほうで、全国の事業者ですとか発電所それぞれで、何か発症したりですとか、感染の疑いとかがあった場合に、規制庁として何か連絡・報告などを求めることはあるのでしょうか。また、万が一広がった場合というのは、原子炉の運転などに何か影響といたしますか、これ以上、例えば、運転員が少なくなった場合には、運転を制限するような指示なり、ないし何か規制庁側から発信することというのはあるのでしょうか。

○児嶋総務課長 まず、1点目の原子力施設で発症した方が出た場合ですけれども、当然に報告はございます。何か求める以前に、異常なことがあれば一報が来るようにはなっております。

○司会 また、御質問の2つ目にいただきました原子炉の運転等々のお話につきましては、原子炉等規制法に基づく保安規定、事業者から出して認可をしている保安規定の中では、一般的には、まず、新型コロナウイルスであるとか、そういう疾患に関係なく、原子炉の運転に必要な要員、中央制御室にいなければいけない要員、または重大事故に対処すべき要員、こういうものについては、対応できる人数というものが決まっております。

したがって、何らかの疾患により業務ができなくなった場合については、そこから外れて代替の方が入る。また、それだけの人数が対応できない場合については、LC0の逸脱、運転上の制限の逸脱ということになりまして、所要の対応を取っていく。その中で事態が進んだ場合については、当然、原子炉の運転も含めた対応が求められるように元からなっておりますので、それに従って対応するというのが原子炉等規制法の中の決まりでございます。

その上で、あと、事業者においては、感染症予防対策であるとか、そういうことは、当然、労務上のこととしてやっていくものと私どもとしては考えております。

○記者 ありがとうございます。

ちなみに、今のところ、何か報告があったりとか、発生の状況というのは何も報告されていないという理解でよろしいでしょうか。

○児嶋総務課長 はい。今のところ、報告はございません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。どうぞ。

○記者 北海道新聞のヨネダです。

コロナの関係で確認なのですけれども、先ほどヒアリングとかはテレビ会議でということだったのですが、現段階ではまだそういう形に移っていないという理解でいいのでしょうか。いつからそういう形になるのでしょうか。

○司会 広報室長の関です。

現時点でまだその方式で行ったものはございません。どちらかといえば、先ほども説明申し上げましたとおり、やはり機材の調達等々が必要でございますので、それができたものから順次やっていきたいとは考えております。ただ、具体的に、では、いつからであるとか、どこができるとかというような状況にはまだなっておりません。どちらかといえば、今、どういうことができるのかというのを考えながら進んでいるというような状況でございます。

○司会 それでは、以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—